

別添

令和3年度第2回岐阜県食品安全対策協議会 議事要旨

- 1 日時・場所：令和3年11月26日（金）13：30～15：30
- 2 場所：岐阜県農協会館 2階 大会議室
- 3 出席者

区 分	団 体 名	役 職 等	氏 名
学識経験者	岐阜大学（本協議会会長）	応用生物科学部教授	矢部 富雄
	（公社）岐阜県栄養士会	代表理事	後藤 美保
消費者	全岐阜県生活協同組合連合会	専務理事	佐藤 圭三
	岐阜県食生活改善推進員協議会	副会長	小藪 年枝
	消費者（公募）	—	加古 郊三
	消費者（公募）	—	後藤 順
	消費者（公募）	—	松原 ちず子
生産者	全国農業協同組合岐阜県本部	営農支援部長	上野 岳史
	岐阜県肉用牛協会	副会長	野々村 浩司
	（公社）岐阜県食品衛生協会	副会長	池田 喜八郎
流通業者	（公財）岐阜県学校給食会	理事長	永治 友見

4 議題

「岐阜県食品安全行動基本計画（第4期）」の中間見直し（案）について

## 5 議事要旨

### 【池上食品安全対策係長（生活衛生課）】

ただいまから、令和3年度第2回食品安全対策協議会を開催いたします。なお、本日の発言内容につきましては、議事録として記録し、公開させていただきます。後日事務局よりご確認をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

はじめに、岐阜県健康福祉部次長の籠橋より、ご挨拶申し上げます。

### 【籠橋健康福祉部次長】

委員の皆様方には平素から、岐阜県の食品安全行政の推進にあたり、格別のご理解とご協力をいただき、本当にありがとうございます。また、本日はお忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

本協議会においては、平成14年8月の設置以来、委員の皆様により、食品安全についての様々な問題についてご議論いただいております。

ここ4回ほどは新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、書面での開催とさせていただきます。このため、委員の改選以降、初めて集合での会議の開催となります。

本日の協議会のテーマは、岐阜県食品安全行動基本計画の第4期計画の見直しについてです。現在の第4期計画がスタートした令和元年度から3年が経過し中間年ということでもあります。社会的に問題となる食品事故や関係法令の大幅な改正等はありませんでしたが、新型コロナウイルス感染症拡大や豚熱発生の影響などにより、見直すべき事項がいくつか出てきました。そこで、本日は皆様、御意見をいただくことになりました。

消費者、流通業者、生産者、学識経験者それぞれの立場で、自由闊達にご意見を頂戴し、計画の見直しに反映していきたいと考えています。

それでは皆様、本日はどうぞよろしくお願い致します。

### 【池上食品安全対策係長（生活衛生課）】

資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、次第、名簿、配席図、資料1、2、3及び4となります。不足はございませんでしょうか。

この会議は岐阜県食品安全対策協議会設置要綱により、会長、副会長は岐阜県健康福祉部長が指名することとなっております。会長には、矢部委員、また副会長には、後藤美保委員を指名させていただいており、お二人には、あらかじめご了承いただいております。

では、以後の進行につきましては、矢部会長をお願いいたします。

### 【矢部会長】

岐阜大学応用生物科学部の矢部と申します。

本日はお忙しい中、第2回食品安全対策協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。私は大学では食品生命科学領域というところで領域長をさせていただいております。日々学生に食品産業や食品の安全・安心について講義を行っています。ご存じのとおり世界中に新型コロナウイルス感染症が拡大し、これまで人類が経験したことの無いような大変な状況である一方で、SDGsといった形で地球温暖化と同時進行で対策をしていかなければならないという状況です。

先日、首相がCOP26ということで、気候変動の会議に出席しておりました。地球温暖化対策というと、電気自動車や太陽光発電等に関心が行きがちですが、実は、食品ロスから出る温室効果ガスは、温室効果ガス排出量全体の10%を占め、自動車の排気ガスが占める割合と同等とされています。つまり食品ロスを一切なくすことができれば、全ての自動車を電気自動車にすることに匹敵することになります。また食品の生産から流通の中で排出される温室効果ガスの割合は、全体の20%であり、これを全て見直せば食品に関連する部分だけで、温室効果ガス全体の30%を削減できるということになります。そういった意味でも食品安全対策の分野は、今後重要度が増していくのではないかと思います。

県から情報を発信していくことで貢献していけるかと思っておりますので、そういった取り組みも含め、委員の皆さんのお力添えをよろしくお願いいたします。

続きまして、後藤副会長より一言お願いいたします。

### 【後藤副会長】

皆様こんにちは。公益社団法人岐阜県栄養士会の副会長をしております、後藤美保と申します。本日はよろしくお願いいたします。普段は中学校の栄養教諭をしております。子供達には、食品表示を見て食品を選ぶということや食品安全に関する教育に携わっています。

岐阜県栄養士会では、食品表示法の施行にあたって、講習会の講師をさせていただき、普及をしております。矢部先生が言われたように、食品ロスなどいろいろ問題になっていますが、SDGsで定められている17項目は全て、栄養をしっかりと摂り健康な体作りをするところから成り立っていると思います。世界で活躍していくためにも、全て体が基本ですので、県栄養士会としては体作りを含めて、食品安全対策を考えていきたいと思っております。

### 【矢部会長】

ありがとうございました。

それでは、今回、集合方式で会議を行うのは初めてですので、委員の皆さんに自己紹介をお願いします。せっかくですので、お名前だけではなく、食品安全に関して気になっていることなど、お話しいただきたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

### 【佐藤委員】

皆さんこんにちは。岐阜県生協連の佐藤と申します。よろしく願いいたします。生活協同組合連合会で仕事をしております。

県内では13の生活協同組合が活動しておりまして、このうち7つが連合会に加盟し、連携して活動を進めているところです。生活協同組合は地域や学校で食品・日用品から、共済事業、医療・福祉・介護など生活に関わる幅広い分野で役割を果たしているところです。この協議会には消費者団体の一つとして参加させていただいておりますのでよろしく願いいたします。

SDGsのお話がありましたけれども、今日の議案にもあります、地産地消の推進が重要度を増していると思っております。地産地消はSDGsの17の目標とも関連し、大きな位置づけになってくると思っております。特に地域の豊かさを守ること、エネルギー問題、持続可能な生産消費等、幅広い分野で重要な意味を持つてくるのではないかと考えています。従来、地産地消は地域や農業の活性化ということが主眼のイメージでしたが、今後は農政だけでなく林政、食品安全の分野とも連携を進めていくことが重要と考えております。

この協議会で勉強させていただきながら取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

### 【小藪委員】

岐阜県食生活改善推進員協議会副会長の小藪と申します。よろしく願いいたします。私たちはただいま、2,700人の会員がおります。「私たちの健康は私たちの手で」をモットーに、野菜ファースト、共同食、地産地消それから薄味にしましょうということなどを、一般の方々に日々講習会等で普及しております。今日はいろんなことを学習させていただき、これからの活動に活かしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

### 【加古委員】

皆さんこんにちは。私は消費者として委員を務めさせていただきます、加古郊三と申します。

実は食品に関してはほぼ素人でございますけれども、民間で総務、経理、情報処理と経験を積んでおりました、現在でも I S O や電子入札、県・市町村に対する報告書、届出書を作成しております。

私が食品安全の中で特に興味がございますのは、食品添加物、輸入食品、食品表示についてで、この分野で少しでも県の食品安全・衛生にお役に立てればというのが私の願いでございます。ありがとうございました。

#### 【後藤委員】

岐阜市から参りました後藤です。食品廃棄物転売の事案や、最近では食品への金属片混入の事案がありますが、なぜこのようなことが起こるのか不思議でしたので、食品の安全はどのような仕組みで守られているのか勉強させていただきたく参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

#### 【松原委員】

よろしくお願いいたします。消費者代表の松原ちず子と申します。

私は、10年前退職しまして、義理の母と、主人の3人世帯で過ごしております。自立した子供2人に、食生活について電話で話をすることがありますが、いつもコンビニ弁当で済ませたり、朝食を抜いたりなどと聞くことがあります。そのようなことを見ていると、これではいけないと思い、少しでも勉強して活かしていけたらと思っております。

#### 【上野委員】

皆さんはじめまして。全農岐阜の上野と申します。今年度より新たに参加させていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

全農は広く事業を行っておりますが、私が所属している営農支援部では、営農対策等の対応をさせていただいております。もとよりこの協議会の中でもお話をされているかと思いますが、残留農薬、特に青果物やお米も、ぎふクリーン農業研究センターと提携した中で、J A グループの窓口のような形での取りまとめ管理、そして営農指導を行う部署になります。

そのほかにも、今お話がございましたように、食品表示、異物混入に関しては、J A グループにおきましても、加工という部分で関わらせていただいております。そういったコンプライアンス面で注意を払いながら、体制を整えた中で、皆様方に、安全安心の食品を提供できるような体制を確実に堅持しながら進めております。そしてまた、S D G s もそうですが、農業の現場においては、近年のG A P 等の取り組みの中でも、農業者の方々もそれに向けて一歩ずつ一歩ずつというような状況ではありますが、持続的可能な農業という観点の中

で農業者も守っていかなければならない。それがあっての食品生産になりますので。そういった部分でも、県と連携しながら進めており、消費者の方々のお力、バックアップも農業者の力になっていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 【野々村委員】

肉用牛協会の野々村と申します。

肉用牛協会というのは酪農家、肉用牛の肥育農家、子牛生産をする農家すべてが所属している会になります。10年ほど前は600軒以上ありましたが、現在は495軒ほどになっています。

私は、岐阜大学の裏に建設中のインターのすぐ近くで、110頭ほど雌牛を中心に肥育しています。息子も今年から新しく建てた牛舎で50頭ほどの牛の繁殖管理をしております。

私は委員として2期目になりますが、生産現場の情報をお伝えしたいというところで、参加させていただいております。よろしくお願ひいたします。

#### 【池田委員】

岐阜県食品衛生協会の副会長の池田でございます。

食品衛生協会では、食品事業者が保健所長から営業許可をいただき、保健所職員からご指導いただきながら消費者の皆様へ安心安全な食料を届けることを責務としております。昨今のコロナ禍で、我々の業界においても大変な事態でございますが食品の衛生管理については徹底をしているところでございます。

また今年6月からはHACCPに沿った衛生管理が義務化されたということで、食品衛生協会の指導員を通じて、各地の支部で食品事業者へ講習会をしております。食品衛生責任者再教育講習会におきましても、今年度からeラーニングということで進めてまいりました。来年からは食品衛生責任者養成講習会もeラーニングで受けられる形になろうかと思ひます。

この食品安全対策協議会へは2年ほど前から参加させていただいておりますが、いろいろな方々の立場でご意見を賜り大変勉強になっておりますので、またご指導いただければ幸いです。どうかよろしくお願ひいたします。

#### 【永治委員】

公益財団法人の岐阜県学校給食会で理事長をしております永治と申します。今年度から委員をさせていただいております、よろしくお願ひいたします。

学校給食会は、学校教育活動の一環として行われます、学校給食において、県内のすべての学校、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の一部を含め

167校、約17万5千人の児童生徒の給食の実施に携わるところでございます。学校給食の充実、向上はもちろんですが、やはり学校給食を活用した食に関する指導の充実や知識の普及を含めて、児童生徒の健全な育成に寄与することを目的としているところでございます。

数年前まで私は現場で校長をしておりました。その中で、なかなか朝食を摂ってこられない児童生徒を見ることがありました。しかし、給食を食べ、元気がなさそうな子供がおなかいっぱいになって、本当にいい笑顔になって、午後からの教育に関わっている姿を見ると、本当に食というのは大事なことだということを実感してきたところです。

アレルギーの問題等々ございますので、また立場が違いますけれども、いろいろな角度から、児童生徒のためになるようなことを学び続けていきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

#### 【矢部会長】

委員の皆様、ご挨拶ありがとうございました。

県庁の関係課の方々にもお越しいただいておりますが、お時間もございますので、お手元の資料で、ご確認ください。

それでは、議題に入りたいと思います。

本日の議題は『「岐阜県食品安全行動基本計画（第4期）」の中間見直し（案）について』となっております。

このことについて、事務局から説明をいただいたうえで、皆様のご意見を伺いたいと思います。では、まず事務局から、説明願います。

#### 【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

食品安全推進室長の安江と申します。

それではこの計画の見直しについてご説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。この計画は、岐阜県食品安全基本条例第20条に基づいて、食品の安全性の確保と食品に対する安心感の向上に関する施策の方向や指針、具体的な行動目標を定めているもので、2019年（令和元年度）から、2023年（令和5年度）までの5年間の計画となっております。

お手元の資料2、見直し（案）の7ページをご覧ください。この計画の目標は、「すべての県民とのコラボレーションにより、『将来にわたって安全で安心な食生活ができる岐阜県』の実現を目指していく」ということになっております。施策の方向は三つありまして、一つ目は「食品等の安全性の確保」、二つ目は「食品に対する安心感の向上」、それから三つ目が「将来にわたる安全な食生活の確保」ということになっております。

8 ページをご覧ください。体系は、今ご説明した三つの施策の方向、それから、10 の基本的な施策、それから 25 の施策を策定して計画を進めることとなっています。第 3 期計画までの取り組みを踏まえ、第 4 期計画では重点施策として 8 つ設定しております。

資料 1 に戻ります。3 の中間見直しの背景です。この計画は 5 年間の計画ですが、社会情勢の変化、関係法令の改正などがあつた場合には必要に応じて見直すことになっております。令和元年度以降、社会的に問題になる食品事故や、関係法令の大幅な改正等はないと考えております。過去の計画で大幅な中間見直しをしたのは、平成 24 年の東日本大震災の原発事故の際に、食品における放射性物質対策を強化するため中間見直しをしています。それから平成 28 年、廃棄物が食品として流通してしまう事件がありましたので、その対策を強化するため中間見直しを行っています。

現在の第 4 期計画は 67 の指標で目標値を定めていますが、5 つの指標に関する事業が令和 3 年度で終わりを迎えます。これらは令和元年度時点ではまだ見通しが立たず、目標設定を先送りしたものでして、少なくともこれらについては見直しをして、新たな指標を定めなければならないということがあります。それから、新型コロナウイルスや豚熱の影響などもありまして、指標の変更をせざるを得ないものがいくつかあります。それから個々の事業そのものについての見直しや、組織の変更等もあり、修正が必要という状況ですので、中間見直しをするため今回お集まりいただきました。

資料 2 ですが、例えば 3 ページで、県の食品安全・安心推進連絡会議という会議がございますが、網掛けの部分に変更箇所、新しい課が増えたところ、無くなったところは見え消しで削除したという構成になっております。続いて 10 ページですが、例えばコラボレーション、これは食品衛生協会が主催する食品衛生責任者の講習会について、e-ラーニング方式やテキスト配布方式に変更したということで本文に追記しています。これから説明するのはこれを要約した形で、資料 3-1 を用いて今回の見直しの概要を説明いたします。

2021 年度に終期を迎える事業等の 5 つは、もともと 2022、2023 年度の目標値がなかったものです。県の事業として、まだ目標値が固まってなかったものについて新たに定めたいということです。No. 1 は HACCP 導入の支援として実施している研修会について、参加人数を 2021 年まで 200 人という目標としておりました。これは法律で今年の 6 月 1 日から食品事業者の皆さんが HACCP に沿った衛生管理を導入しなければならないということで定めており、2021 年度時点で全て導入が完了しているはずですので、それ以降は目標値を決めていませんでした。しかし、HACCP は導入したら終わりというのではなく、問題があれば見直しが必要ですし、定着維持していくことが大事だとい

うことで、2022、2023 年度も同様に、何とか予算を確保して講習会を続けていくことにしております。

それから No. 2、4 のジビエの関係について、この計画策定時には、鳥獣害対策・ジビエ長期戦略により 2021 年度まで目標を定めていましたが、豚熱の影響で、特にイノシシで処理頭数が減ったこともあり、2022 年度以降は長期戦略の方で目標値が定められませんでした。しかし、今後もジビエの振興は必要だということで、2021 年度のぎふジビエ衛生ガイドラインに沿った解体処理施設 40 施設、それからぎふジビエ登録店舗数ですと 230 店舗、これ引き続き継続して目標にしたいということで 2022、2023 年度の目標値を定めています。

それから No. 3 の食べきり運動協力店の登録店舗数についてです。これは食品廃棄物対策の関係で強化された指標ですが、第三次県廃棄物処理計画が今年の 3 月に策定されました。その中で 2025 年度末までに 800 店舗の食べきり運動協力店を登録するという目標が立てられました。それを各年度に振り分けまして、2022、2023 年度の目標値としております。

それから No. 5 のキノコの生産量です。こちらも第三次岐阜県森林づくり基本計画で 2021 年度までの目標値が定められていましたが、2022 年度以降の目標値は定められませんでした。しかし、食品安全行動基本計画の方で、引き続き生産量 3000 t を維持していくということで定めております。

ここまでの改めて目標値を設定した 5 つになります。

続いて次のページの 2 その他事業内容の見直しによるものについてです。

No. 6 のコンプライアンス周知の啓発の推進で、食品衛生責任者講習会の実施回数を目標値としていました。これは県から食品衛生協会に委託し、飲食店等の事業者の向けに年一回講習会を実施するというものです。こちらは講習会の回数を目標値としていましたが、先ほど池田委員からもお話がありましたように、新型コロナウイルス感染症対策のため、集合方式の講習会をできるだけやめ、e-ラーニング方式やテキスト配布方式で実施し、そのあとテストをして理解度を確認するという形で取り組んでいただきました。そういった形でできるだけ集まらない方式に変更したため、集合方式の講習会の回数では目標の達成が困難となりました。そういったことから講習会の受講者数に変更するという事です。

それから No. 7 が、環境の対策ですけれども、ダイオキシン類の常時監視の検体数についてです。これは河川等環境中のダイオキシン類の検査で、33 地点（検体）を対象としていましたが、これまでの実績で問題の無かった地点について監視の必要性を再検討し、24 地点（検体）に変更するという事です。

No. 8、9 ですが畜産、水産物の対策として、県内に流通する食肉、蜂蜜、牛乳について残留動物用医薬品の検査をしております。これは中央食肉衛生検査

所で検査しておりますが、最新の検査機器を導入しましたので、検体数を減らしても、検査項目数を増やすことができました。延べ検査項目数が、令和元年度で6,381項目だったものが、令和2年度で7,918項目となっています。非常に効率的になったということで少し検体数を減らしたいと思います。例えば、県内に流通する食肉等の検査では、毎年500検体でそれを累計することとしていましたが、累計ではなく2022年度、2023年度は、毎年420検体ずつとしたいと考えています。No.9番は、No.8の中の輸入のものについての目標です。毎年75検体で累計としていたものを、毎年60検体に変更したいと考えています。

No.10は食品安全相談員の配置についてです。これまでは5つの保健所と県庁の県民生活課で1人ずつ、計6名の配置を目標としてきました。ただ県民生活課の相談実績が非常に少なく、保健所で対応できるという状況ですので、1人減らして5名とするということです。

No.11がGAPに関するものです。今までは、ぎふ農業・農村基本計画で、国のガイドラインに基づいて創設した岐阜県GAP確認制度の実践者数を目標値としていました。この事業の対象者は個人で農業を行っている方がかなり多く、毎年400ずつ増やしていくという目標でした。しかしこの国のガイドラインが東京オリンピック・パラリンピック以降、廃止になるということで、令和2年11月に新たにぎふ清流GAP評価制度が創設されました。そして令和3年度にぎふ農業・農村基本計画で、新たにこのぎふ清流GAPの実践率の目標値が定められました。2022年度はぎふ清流GAPの実践率10%、2023年度は15%ということです。数字として少ないイメージを受けるかもしれませんが、JAや団体、イチゴの振興会等の組合といった単位で県内の幅広い個人経営の農業者の方に取り組んでいただこうということです。決して対象とする農家数が減るということではありません。GAPを推進していくという姿勢には変わらないものになります。

続いて、資料3-2の本文の変更についてです。No.1はコンプライアンスの周知啓発のところで、食品衛生責任者講習会の開催方式の変更についての記載になります。それからNo.2が、放射線物質対策で、従来も里川振興課が毎年、アユの検査を行っていき、計画に反映していなかったということで追記しました。それからNo.3が放射性物質対策についてですが、原発事故以降、県内と畜場でと畜された県内産肉用牛について、放射性物質の全頭検査をしてきましたが、長年基準値を超えることがなかったということで、国の方針変更も踏まえ抽出検査に縮小したことに伴い変更しています。

No.4、5は先ほどご説明したぎふ清流GAP評価制度についてになります。

No.6は地産地消についてで、キノコ料理コンテストというものが2019年度

から開催しないこととなり、現在実施している県産キノコを利用した新商品開発、レシピ作成についての記載へ変更しております。

No.7が地産地消の指標について、分かりやすい表現に変えるということで、文言を少し変えております。

資料3-3についてです。これは非常に軽微なものですが、課名の変更や、用語の変更など、またHPのアドレスの変更について記載しております。

私からは以上です。

#### 【矢部会長】

では、委員の方のご意見を伺っていきたいと思います。

「岐阜県食品安全行動基本計画（第4期）」の中間見直し（案）に関して、ご意見や、ご質問など、ご自由に発言していただきたいと思います。

#### 【佐藤委員】

県民の意見の収集と活用について、食品安全相談というものはどのような内容の相談があるのか教えていただきたいです。また県庁県民生活課への相談が少ないということでしたが、市町村等、身近なところで相談窓口があり、相談しやすい体制があることが重要かと思います。

GAPの評価制度についてですが、GAPの実践農家数を計上する従来の指標から、実践率（％）に変更するということですが、農家数は県内でも減少傾向であり分母が減る中で率を目標とすると、単純にこの数字だけではGAPの推進の実態が分かりにくくなってしまわないでしょうか。

また昨年11月からぎふ清流GAP評価制度が創設されて、まだ1年という所ですが、現時点での実績等がわかれば教えていただきたいと思います。

#### 【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

食品安全相談についてですが、一般消費者からのご相談ということであれば、過去に食品表示の偽装が多発したときや、中国産冷凍餃子の農薬混入事件があった際には、それに関連する相談が非常に多くなりました。最近は異物混入や食品表示に関する個別の相談が多少ありますが、相談件数が増えているといった状況にはありません。

また市町村の相談窓口につきましては、保健所職員でないと回答が難しい専門性の高い内容の相談が多くあり、保健所設置市である岐阜市以外では、市町村で回答できる人材がいないため、相談窓口は設置できていないという状況です。

### 【広瀬技術主査（農産園芸課）】

GAPの実践率の指標で対象としている農家数（分母）は、農林事務所の農業普及課で指導対象としている農家の数としております。その中には、団体、個人などが含まれ、そのうちどれだけがGAPを実践しているかという指標になります。農家数が減少傾向ということですが、数については農業普及課で把握できています。

また現状のぎふ清流GAP評価制度の認証者数は、令和3年11月時点で8経営体となります。その後は12月に認証予定の経営体が10、農場評価中の経営体が17あります。

### 【矢部会長】

GAPの実践率について少し補足をいたします。農家数が減少していく状況で、分母の減少とGAP実践農家数の増加とを見分けることが難しいのではないかとありますが、団体・組合等も含めた経営体という比較的安定した数字を計上しているということですので、農家数の減少がこの指標の数値に直結するものではないということだと思います。

### 【小藪委員】

内容について質問はございません。県から毎月送っていただいている食卓の安全・安心ニュースを、食生活改善推進員協議会の会員や一般の方に、一人でも多く情報発信、普及啓発することを心がけております。今後ともよろしく願いいたします。

### 【加古委員】

資料3-1のNo.6、資料2のp10の食品衛生責任者講習会の開催方式について、集合方式とeラーニング方式、テキスト配布方式を一緒にやるのか、集合方式の代替の手段として他の方式で実施するのか、詳細について教えてください。

また、コラボレーションについて書かれていますが、行政とそこに関わる諸団体・市町村・学校との内容が多く、消費者との本当の意味でのコラボレーションの内容が少ないと感じます。消費者の参加・参画をより促すような新しいコラボレーションの在り方、具体的な計画について、次期計画策定の際に検討していただきたいと考えます。

**【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】**

食品衛生責任者講習会に関してですが、各食品関連事業者で食品の衛生管理に関する責任者を定めることが義務付けられており、これを食品衛生責任者といいます。食品衛生責任者には調理師や製菓衛生師等の資格を持つ方がなれるのですが、食品衛生責任者の養成講習会を受けていただくことでも責任者になることができます。また食品衛生責任者となった方は年1回、食品衛生責任者講習会を受講していただくことになっています。この講習会を食品衛生協会に委託して実施いただいています。従来は各地域の公民館等で、集合方式で行っていましたが、コロナ禍で集合方式が良くないということで、e-ラーニング方式でやっていく方針になりました。将来的には全てe-ラーニング方式にできないかと考えていますが、ネットに不慣れな方もいて、全員がすぐにe-ラーニング方式でという形にはできないため、県内で地域を三つに分け、今年はA地区ではe-ラーニング方式または集合方式、B、C地区はテキスト配布方式で実施し、それを3年でローテーションして実施することとしています。したがって地区によって、集合方式とe-ラーニング方式を組み合わせる実施するところと、テキスト配布方式で実施するところとがあるということです。

コラボレーションに関するご指摘はおっしゃるとおりで、さらにコロナ禍の影響で以前実施していた消費者の方と一緒に工場見学をするといった機会が減ってしまい、この計画を策定したとき以上に課題になっているのではと感じております。また先日、食品安全対策モニターの研修会を実施しましたが、集合方式で50人参加予定だったものが、コロナ禍の影響でオンライン方式に変更したところ、9人のみの参加となってしまいました。このように直接対面でお話しさせていただく機会が少なくなっており、コラボレーションという意味で消費者の方のいかに参加していただくかというところは非常に課題と感じておりますので、次期計画策定時にはしっかり反映し取り組んでいきたいと考えております。

**【後藤委員】**

岐阜県食品安全基本条例では「県民の役割」について記載されていますが、食品安全行動基本計画の中では、「岐阜県からのメッセージ」のところで「消費者の皆さんへ」と記載されている。この違いや使い分けについて教えてほしいです。新潟県の条例では「県民の役割」、名古屋市の条例では「消費者の役割」という表現となっています。

また、計画のp48で食品関連事業者に対し、「県内に流通する輸入食品に対して実施する検査にご協力いただきますよう、よろしく願います。」と記

載がありますが、条例でいう食品関連事業者の責務というところと表現が違うように感じられます。この表現で正しいのか教えてください。

また全体的に、県からのメッセージのところは「〇〇してください」ではなく「〇〇しましょう」という表現であり、県民の役割が薄められるように感じますがこの点について教えてください。

#### 【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

おっしゃられるとおり、県民と消費者の文言の定義についてはしっかり整理できていなかった部分があると思います。県民＝消費者の表現のところと、行政・事業者・消費者を含めて県民と表現しているところがありますので、ご意見を踏まえ次期計画策定時にはしっかりと定義し、県民あるいは消費者の役割について分かりやすく記載したいと思います。

輸入食品の検査については、2つありまして、輸入者や製造者には検査に検体を提供するのが義務ということで県としても権限を持って実施する一面と、どのお店でも売っている食品を検査する場合には特にそのお店でなくてもよいことがあり、食品を無償提供していただくこととなりますので、お願いベースという一面とがあり、計画に記載しているような表現となっています。決して、違反の疑いのあるような食品をお願いして提供いただくというようなことはありませんのでご理解ください。

#### 【松原委員】

計画の中で和暦と西暦の表現が混在していることについて教えてください。

また、最近ニュースで、2050年には海洋プラスチックごみが魚の重量より多くなるなどとりあげられていますが、このことに関連して何らかの形で取り上げていただきたいと考えます。

食品表示で、例えば大豆等の産地表示について国産と書かれているものは100%ということを示すのですか、何%以上なら国産と表示できるというものなのか教えてください。

#### 【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

和暦と西暦の表現については、第4期計画がちょうど令和が始まる直前にできた計画ですので、西暦となっています。

海洋プラスチックごみの問題については、食品安全の計画にどこまで環境問題や廃棄物対策を入れるかということは難しいところですが、検討させていただきたいと思います。

### 【池上食品安全対策係長（生活衛生課）】

加工食品の表示については、重量が一番多い原料の原産地を表示することが、令和4年4月1日から義務化されます。すでにこの制度に対応した表示に切り替えている業者もありますが、令和4年3月末までは原料原産地表示が無くても違反ということではありません。複数の原産地の原料を使用した場合は、使用量の多い順に記載することとなっています。旬等の関係で使用量の順が入れ替わることがある等の場合には「又は」と表示します。国産としか書いてない場合は国産の原料のみの使用ということになります。

### 【上野委員】

今回の変更点の中で私たちの方でも重要視していることについて状況をお話しさせていただきます。県下の農業者の多くが、東京オリンピック・パラリンピックに向けて岐阜県GAP確認制度に取り組んできましたが、これが区切りとなり、ぎふ清流GAP評価制度が創設されたということが大きな変化と感じております。全農からも、ぎふ清流GAP推進センターへ職員を1名派遣して、ぎふ清流GAP評価制度を広めていく活動に加わっています。

世界レベルの、ハードルの高いグローバルGAPというところまではいきなりは届かないものの、より多くの農家がGAPに取り組み、そのレベルアップを図っていくということで農協グループも動いています。

その中で計画のp73にも記載がありますが、農業者も施設改修など費用をかけ、これまで以上に注意を払いながらGAPに向けて取り組んでおりますので、そういった取り組みを広く周知・認識していただくということや、GAPとは何かという基本的なことを県からも普及啓発していただく形で、農業者を応援していただければと思いますのでよろしく願いいたします。

また消費者と食品との接点であるスーパー等の売り場での広告といった形でも、農産園芸課さんとも連携し協力を仰ぎながら活動をしておりますので今後ともよろしく願いいたします。

### 【矢部会長】

GAPの取り組みに関しては東京オリンピック・パラリンピックに向けて、世界的なレベルで食品の安全性を補償するためにとということでしたが、冒頭でお話しさせていただいたSDGsの観点からも、今後引き続き推進していくべきところかと思っておりますので、引き続きGAPの推進をよろしく願いいたします。

#### 【野々村委員】

計画の中で p80 の人材確保に関連するところで、不安に思っていることを述べさせていただきます。

私は岐阜市管内の畜産農家をしており、牛の診療業務を岐阜市の獣医師にお願いしています。ここ数年、定年される方が多いですが新しい人は入ってこないため、再任用や非正規職員といった形で対応いただいています。畜産業は、生産段階ではワクチンや動物用医薬品等を扱う際に獣医師の指示が必要ですし、お肉になるときにはと畜場で、と畜検査員である獣医師の検査が必要ということで、獣医師がいて初めて成立する業界ですが、獣医師の確保が難しい状況が続いています。県においても豚熱の発生以降、大変な思いをして辞められた方もいるなど厳しい状況ですが、待遇改善などの人材確保対策をオール岐阜体制で、多くのところから声を上げていただく必要があると思います。また岐阜大学には獣医学科があり、さらに校内に県の機関である中央家畜保健衛生所が設立されていますので、畜産業の分野に目を向けてもらえるような教育や施策を実施してほしいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

#### 【矢部会長】

私も岐阜大学で獣医師を育てて送り出す側ですので、畜産獣医師の確保の面でも、中央家畜保健衛生所とご協力させていただきたいと思います。

#### 【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

獣医師の確保は深刻な状況で全国的にも問題になっています。県でもこの問題は重要と考えており、健康福祉部と農政部は一体となり、獣医学科のある大学に訪問したり、学生の見学を受け入れたりする形で人材確保に努めております。特に豚熱の事があって、知事や副知事も獣医師不足について強く問題意識を持っています。なかなかすぐには解決できない問題ではありますが、私たちも引き続き人材確保に努めていきたいと思っています。

#### 【池田委員】

食品衛生協会の立場からお話しさせていただきます。国で食品衛生法が定められ、実際の運営については県の条例で定められ、地域によって少し特色があります。例えば漬物製造業では岐阜県では許可がありましたが、愛知にはなかったなど、細部で少しずつ違うものになります。県は食品安全基本条例ということで早くから条例をつくり、努めていただいているところです。先ほどありましたが食品衛生責任者講習会を1施設1人は毎年受けるということで、各地域で講習会を開催しており、郡上の方ではe-ラーニング方式でやりましたがお年

寄りの方などではスマホやパソコンを使えないといったことで、集合形式で実施しました。

また手洗いマイスターといって、ノロウイルス対策として日本食品衛生協会が推奨する手洗いの方法についての認定講習会を修了した方に認定証をお渡しし、各地域で手洗い教室を開催していただき、正しい手洗いの普及をしております。この認定証の取得者数では岐阜県が全国で1番になりました。これに関してはある小学校で手洗い教室を開催したクラスだけ、インフルエンザによる学級閉鎖が無かったというような成果もあり、また昨今のコロナ禍においても手洗いの重要性を再認識しております。手指のアルコール消毒のみではノロウイルスは死なないということで、正しい手洗いを徹底することが効果的であると実感しているところです。

#### 【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

食品衛生法の改正により、6月から営業許可の関係が大きく変更となり、漬物製造業が法の許可となりました。岐阜県では以前から漬物製造業が条例で定められていましたが、愛知県でも必要となったということです。法改正によりその他にもいろいろな制度が変わって、食品衛生協会の方には現場で対応していただくため、非常にご苦労いただいているところです。我々は行政の立場から、食品衛生協会は営業者の立場から、立場は違いますが食中毒を防止していくという目的は同じですので、連携をして食品衛生に関する指導を行わせていただいております。

#### 【永治委員】

計画の p64 で、学校等における食品安全教育の推進の内容がありますがこれに関してお礼と報告について述べさせていただきます。

県生活衛生課で子供たちの未来のために、発達段階に合わせてジュニアクイズ大会や手洗い教室などの教育活動を実施していただきありがたく思っております。また今年度は学校栄養士会や栄養教諭の研修会で、学校等における食品安全教育の推進について講習をしていただき、理解を深めるという面で有意義であったということで感謝申し上げたいと思います。

また p76 では地産地消の推進について記載がありますが、学校給食においては献立に生きた教材をとという形で地産地消を取り入れさせていただいて、活用できるようにしていくことに心がけているところです。県産品ラインナップという形で地産地消のものを特記させていただきながら、活用の推進に取り組んでいます。さらに安心安全な地産地消物資を提供するというので、加工委託工場の調査を、県の元生活衛生課長の長谷川さんのご協力をいただき、保健所

とも連携しながら実施しているところです。

さらに地産地消を献立に取り入れる機会を増やすために、学校給食調理発表会や小学5、6年生の子供たちが考えたメニューコンクール等の開催を通して、県内農産物等を活用した献立を広く啓発したり、各地域の食文化を見たりして、安心安全につながる事業を充実させていきたいと考えております。

#### 【後藤副会長】

計画の見直し案については、目標値を講習会の回数から人数にすることや、e-ラーニング方式・テキスト配布方式を取り入れることなど、いろいろと模索されており、また多方面の施策を考えていただいております、こういった形で食品の安全が守られているということが改めて確認できました。ありがとうございます。

#### 【矢部会長】

今回は第4期計画の中間見直しということで、2021年度までで終わってしまう指標を見直すということでしたが、新型コロナウイルス等の状況を踏まえますと5年という年限は長いようにも感じます。数値目標は年に合わせて臨機応変に柔軟に、時には厳しく変更していく必要もあるかと思えます。

例えば今回の見直しにもありましたが、県内に流通する食肉の残留動物用医薬品検査におきましては、中央食肉衛生検査所で新しい機器を導入し、検体数の数字としては減るということですが、それでも従来よりも多く精度の良い情報が得られるということでした。我々の研究の分野でもAIの発展が激しく、これまでの常識が2、3年で目まぐるしく変わるということもありますので、こういった数値目標の変更も必要なものだと思います。

また、食品衛生法の改正により今年6月からHACCPに沿った衛生管理の実施が義務化されたということは、食品安全の分野では大きな出来事と思っております。後藤委員から消費者の立場でというお話がありましたが、裏を返せば事業者がどれだけ食品の安全を担保しているかで、消費者が考えなくてもよくなるということでもあると思います。そういう意味ではこのHACCPの義務化は大きな立ち位置を占めるものだと思います。ただ、国際水準のもので、ひとつひとつの事業者にとってはハードルの高い所もあるかとは思いますが、県からもサポートしていただきながら、消費者に信頼してもらうためにもHACCPを徹底して進めていくことは重要と考えます。岐阜県は食品安全基本条例を全国で最初に作ったということですが、そこにあぐらをかくのではなく、新しい取り組みに関しても先進的に取り組んでいくことが重要と思われました。

**【矢部会長】**

それではここまで全体のご意見を頂戴したところですがその他、何かご意見ありましたらご発言よろしくお願いいたします。

**【佐藤委員】**

計画 p48 の消費者の皆さんへという記載について意見させていただきます。先般輸入蜂蜜から基準値を超える農薬が検出されたということで自主回収の報道がありました。安全性評価の面で健康被害の恐れはないということで、消費者も冷静に受け止められているのは消費者と行政とでリスクコミュニケーションがなされてきた成果かと思えます。

しかし、計画にある「違反したものは廃棄・積戻しされ、国内に流通することはありません。」という記載は書きすぎではないかと思えます。もし農薬等の基準値を超える食品が入ってきた場合も、きちんとした検査体制があるので、適切に対応することができるという所が現在の到達点だと思いますので、この書き方は混乱を招きかねないですので、より理解しやすいものになるよう検討していただきたいと思えます。

**【矢部会長】**

この計画は、食品安全行動基本計画ということで、食品の安全を担保するための計画ですが、今のご指摘については食品に対する安心感についてのことかと思えます。安全であるということ担保しなければいけません、それにより事実として安心できるということは分けて、分かりやすい表現を検討していただければと思えます。

**【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】**

おっしゃるとおりだと思います。先日同様な事案として、ワサビの茎を乾燥したものを原材料として使用した食品の自主回収が行われました。原因は国内では使用禁止とされている食品添加物であるヨード剤というものを使用していたということです。これは中国では塩に入れるもので、もともとワカメにも含まれるようなものですので、食べても健康上問題はないという意見もあり、回収・廃棄するのはもったいないのではという意見もあります。

安全ということと安心ということとは、必ずしも一致するものではなく、またこの計画を最初に作った当時とは考え方が変わってきていることもありますので、次期計画にはそういった状況も踏まえないといけないかもしれません。

**【矢部会長】**

それでは、ここまで委員の方々からご意見いただきましたが、様々な立場から食品安全行動基本計画を見ていただきますと、いろいろな視点でみることができるということを実感いたしております。今後ともこういった形でより良いものにしていけたらと思います。

また、消費者、生産者、流通業者も全て含めて県民として、条例に基づいて、安全な食品が流通しているということに安心できるようにしていただきたいと思います。

それでは今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

**【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】**

お手元の資料4 中間見直しのスケジュールをご覧ください。本日の協議会でいただきましたご意見を踏まえて、見直しをしていきたいと思っております。

12月のパブリックコメントについては、計画の方針に大きな変更はありませんので、実施せずに進めていきたいと考えております。1月には見直し最終案を作成し、2月にもう一度この協議会で了承いただき、3月に議会に報告して公表するという形で考えておりますので引き続きよろしく願いいたします。

**【矢部会長】**

これで議事はすべて終了ということになります。前回、1回目は書面開催という形でいろいろなご意見いただくことができましたが、やはり今回のように対面でみなさんの声色も含めご意見を伺うことができ、さらにそれに対する回答や質問によって新たにいろいろなことが浮かんでくるということもあったかと思っております。新型コロナウイルスについて、隣の韓国では過去最多の感染者数を記録し、ヨーロッパでも感染が拡大しており、また南アフリカで新しい変異株が確認されたという報道などもあり、予断を許さない状況です。後藤副会長からもありましたように、健康で暮らすためにも食品の安全が重要になってくると思いますので、皆様のご意見を頂戴する機会を設け、よりよい計画、施策としていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。それでは、事務局にお返しします。

**【池上食品安全対策係長（生活衛生課）】**

委員の皆様、本日は貴重な意見をいただきありがとうございました。いただいた意見を参考に、今後の行政の取り組みに生かしてまいりたいと思っております。

では、第2回の食品安全対策協議会を終了します。委員の皆様、本日は本当にありがとうございました。それでは、お気をつけてお帰りください。